

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

個人・世帯の方へ①

給付

| | | | |
|---|---|---|---|
| 全 て の 方 へ | 特 別 定 額 給 付 金 | 一律1人当たり10万円を給付 | 名古屋市特別定額給付金コールセンター TEL:050-3085-7656 |
| 児 童 手 当 を 受 給 さ れ て い る 方 へ | 子 育 て 世 帯 へ の 臨 時 特 別 給 付 金 | 児童手当(特例給付の方は除く)の令和2年4月分の対象となる児童1人につき、1万円を給付※令和2年3月末に中学校を卒業した児童も対象 | 専用ダイヤル(公務員以外) TEL:052-972-4393 公務員用窓口 TEL:052-325-2941 |
| ひ と り 親 世 帯 の 方 へ | ひ と り 親 世 帯 臨 時 特 別 給 付 金 | 児童扶養手当受給世帯等や収入見込額が児童扶養手当受給対象となる世帯に5万円を支給 ※第2子以降1人につき3万円を加算 ※児童扶養手当受給世帯等で収入が減少した世帯には5万円を加算 | 名古屋市役所「ひとり親世帯臨時特別給付金」担当(コールセンター) TEL:052-325-3956 ※8月3日(月曜日)から9月30日(水曜日)までは土曜日・日曜日・祝日も受付 |
| 休 業 手 当 を 受 け る こ と が で き な い 方 へ | 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 応 休 業 支 援 金 ・ 給 付 金 | 令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小企業主の労働者で、その休業に対する賃金(休業手当)を受けられない方へ給付金を支給 | 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL:0120-221-276 |
| 解 雇 等 に よ り 住 宅 を 失 っ た (失 う 恐 れ の あ る) 方 へ | 住 居 確 保 給 付 金 | 住宅を失っている方又は住宅を失うおそれのある方を対象として、賃貸住宅の家賃を支給 | 各名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターにお問い合わせ下さい。 |
| 援 助 ① | 市 営 住 宅 の 提 供 | 解雇等により住宅の確保が困難となった方に対して、市営住宅を提供(有償) | 名古屋市住宅供給公社管理課 TEL:052-523-3875 |
| | 就 学 援 助 | 市立小中学校又は国立小中学校へ就学させるのにお困りの方に、給食費や学用品費などの費用を援助する制度 | 教育委員会事務局学事課 TEL:052-972-3217 |
| 学 校 ・ 保 育 所 へ 通 う 子 ど も が い る 方 へ | 名 古 屋 市 奨 学 金 (高 等 学 校 等 給 付 型 奨 学 金) | 市内在住の高校生のうち、保護者等の年収見込額が市民税所得割非課税相当となる方に奨学金を給付(公立60,000円、私立72,000円) ・選考あり。在籍高校を通じて申請 | 教育委員会事務局学事課 TEL:052-972-3385 |

2020年7月29日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

個人・世帯の方へ②

援助②

| | | | |
|-----------------------------|-----------------------------------|---|--|
| 学校・保育所へ通う 子どもがいる方へ | 市立高等学校入学料・授業料免除 | 市立高等学校の入学料または授業料の免除 | 入学・在学する市立高等学校にお問い合わせ下さい。 |
| | 利用者負担額(保育料)の日割り計算による減額 | 保育所等の利用を自粛した保護者に対し保育料の日割り計算による減額を実施 (対象期間:4月~5月) | 子ども青少年局保育企画室 TEL:052-972-2528 |
| | 高等教育の修学支援制度 | 国の家計急変の事由に該当する場合、授業料等減免及び給付型奨学金の申請受付 | 各学校にお問い合わせ下さい。 |
| | 日本学生支援機構奨学金(貸与型奨学金) | 日本学生支援機構の定める家計急変の事由に該当する場合に、貸与型奨学金の申請受付 | |
| 大学等授業料減免制度 | 各学校で定める家計急変の事由に該当する場合に、授業料減免の申請受付 | | |
| 全ての 水道利用者の方へ | 水道料金の減額 | 水道の基本料金を2か月分免除 (具体例) 偶数月検針:令和2年8月検針分(7-8月分) 奇数月検針:令和2年9月検針分(8-9月分) ※水道料金の請求から基本料金の額を差し引く方法で実施するため、申込手続は不要 | 上下水道局中村営業所 TEL:052-483-1411 |
| 介護保険料の納付が 困難な方へ | 介護保険料の減免 | 一定の収入減少等の要件に該当する場合に、保険料の減免を実施 | 中村区役所福祉課 TEL:052-453-5420 |
| 国民健康保険料の 納付が困難な方へ | 国民健康保険料の減免 | 一定の収入減少等の要件に該当する場合に、保険料の減免を実施 | 国民健康保険料お問い合わせセンター TEL:0570-007-584 または中村区役所保険年金課 TEL:052-453-5345 |
| 後期高齢者医療 保険料の納付が 困難な方へ | 後期高齢者医療 保険料の減免 | 一定の収入減少等の要件に該当する場合に、保険料の減免を実施 | 中村区役所保険年金課 TEL:052-453-5345 |
| 個人市民税の 納付が困難な方へ | 個人市民税の減免 | 所得の大幅な減少が見込まれる方などに対する個人市民税の減免の実施 | ささしま市税事務所 TEL:052-588-8004 |

2020年7月29日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

個人・世帯の方へ③

貸付

収入が大きく減った方へ

緊急小口資金(特例貸付)

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対し、少額の費用を貸付する制度

総合支援資金(特例貸付)

失業等により日常生活全般に困難を抱える方に対し、生活支援金を貸付する制度

中村区社会福祉協議会
TEL:052-486-2131

期間の延長等

税金の申告・納付が困難な方へ

個人市民税・県民税の申告期限の延長

4月17日以降であっても引き続き申告を受付

納税の猶予制度

給与が大幅に減少した等の事情により市税の納付が困難となった方に対する納税の猶予

ささしま市税事務所
TEL:052-588-8004

ささしま市税事務所 TEL:052-588-8001
(軽自動車税については、金山市税事務所
TEL:052-324-9803)

公共料金の支払いが困難な方へ

上下水道料金の支払猶予制度

上下水道料金のお支払いが困難な世帯等に対する支払猶予(状況に応じて最長で令和2年12月末まで)

上下水道局中村営業所
TEL:052-483-1411

住民票、戸籍、マイナンバーに関する手続きをしたい方へ

住民基本台帳(住民票)の届出期間の延長

転入・転居・世帯変更等の住民票の異動手続きについて、異動した日から14日を経過した後も手続きできるよう届出期間を延長

マイナンバーカード交付期間の延長

マイナンバーカードの受取について、当分の間、交付通知書に記載された期限を経過した後も受取できるよう受取期間を延長

電子証明書の更新手続き

電子証明書の更新手続きについて、電子証明書の有効期限経過後も更新手続きが可能

中村区役所市民課
TEL:052-453-5336

請求 郵送

住民票、戸籍、マイナンバーに関する手続きをしたい方へ

郵送による届出

転届は、郵送によることが可能

中村区役所市民課
TEL:052-453-5336

住民票・戸籍などの証明書の郵送請求

住民票・戸籍などの証明書の請求は、郵送による請求が可能

証明書交付センター
TEL:052-683-9532

2020年7月29日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

個人・世帯の方へ④

手数料
免除

融資や貸付等の
手続きのために
証明書が必要な方へ

住民票・戸籍などの証明書
の交付手数料の免除

融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な
住民票・戸籍などの証明書の交付手数料を
免除

中村区役所市民課
TEL: 052-453-5336

所得証明・納税証明などの
市税に関する証明書
の交付手数料の免除

融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な
市税に関する証明書の交付手数料を免除

ささしま市税事務所
TEL: 052-588-8000

2020年7月29日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

事業者の方へ①

相談

経営等について
ご相談したい方へ

経営相談

中小企業診断士などの資格を持つマネージャーが、創業、経営など経営について無料の窓口相談を実施(要予約)

名古屋市新事業支援センター
TEL:052-735-0808

金融相談窓口

資金繰り・融資などに関して、専門の相談員が相談を受付

経済局中小企業振興課
TEL:052-735-2000

休業にご協力
いただいた
理美容事業者の方へ

理美容事業者への
休業協力金

県が基本的に休業を要請しない施設のうち、自主的に休業した理容事業者・美容事業者に対して、一事業者あたり10万円を交付

理美容事業者休業協力金コールセンター
TEL:052-746-8214

休業要請しない
施設で事業を継続
されている方へ

ナゴヤ新型コロナウイルス
感染症対策事業継続応援金

県が基本的に休業要請しない施設のうち、消費者と対面して商品等を提供する事業を継続する中小企業者等に交付(一事業者10万円)

名古屋市協力金・応援金コールセンター
TEL:052-228-7007

自粛により売り上げが
半減した方へ

持続化給付金

ひと月の売上が前年同月比で50%減の場合、中小法人等は200万円、個人事業者等は100万円(昨年1年間の売上からの減少分を上限)を給付。また、フリーランスは最大100万円、2020年1月～3月に創業した中小法人等や個人事業者等は、それぞれ最大200万円、最大100万円を給付

持続化給付金事業コールセンター
TEL:0120-115-570

家賃の支払いが
困難な方へ

家賃支援給付金

地代・家賃(賃料)を支払う事業者のうち、令和2年5月～12月の売上が、1か月で前年同月比の50%減の場合または連続する3か月の合計が前年同月比で30%減の場合、法人(資本金10億円未満)は最大600万円、個人事業者は最大300万円を給付

家賃支援給付金コールセンター
TEL:0120-653-930

従業員に子どもが
いる方へ

小学校休業等対応助成金

小学校等が休校で労働者が有給休暇取得の場合、1日当たり8,330円(令和2年4月1日以降に取得した休暇は15,000円)を上限に賃金相当額を助成

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
TEL:0120-60-3999(厚生労働省)

フリーランスで子どもが
いる方へ

小学校休業等対応支援金

小学校等が休校で休業したフリーランスの方に1日当たり4,100円(令和2年4月1日以降は、7,500円)(定額)を助成

給付①

2020年7月29日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

事業者の方へ②

給付②

従業員へ休んでいただく方へ

雇用調整助成金
(コロナ特例)

事業主が雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
TEL:0120-60-3999(厚生労働省)

民間児童福祉施設や私立幼稚園等の方へ

ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策子ども・子育て事業応援金

開所要請に応じた民間児童福祉施設等及び県の預かり保育等実施要請に応じた私立幼稚園に対し、一施設あたり5万円を交付

(私学助成の幼稚園)
教育委員会事務局学事課
TEL:052-972-3219
(障害児通所支援事業所)
子ども青少年局子ども福祉課
TEL:052-972-2520
(民間保育所等)
子ども青少年局保育企画室
TEL:052-972-2524
(学童保育所等)
子ども青少年局放課後事業推進室
TEL:052-972-3092

留守家庭児童会の方へ

新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所助成

小学校の臨時休業期間中、午前中から開所した場合、1日当たり32,000円を助成

子ども青少年局放課後事業推進室
TEL:052-972-3092

新型コロナウイルス感染症対策利用料減免助成

本市からの要請に基づき利用を自粛した保護者の利用料を減免した場合、1日当たり日割り計算による利用料を上限に利用料の減免額分を助成

援助

全ての水道利用者の方へ

水道料金の減額

水道の基本料金を2か月分免除
(具体例)
偶数月検針:令和2年8月検針分(7-8月分)
奇数月検針:令和2年9月検針分(8-9月分)
※水道料金の請求から基本料金の額を差し引く方法で実施するため、申込手続は不要

上下水道局中村営業所
TEL:052-483-1411

活動を自粛しているアーティスト等の方へ

ナゴヤ文化芸術活動緊急支援事業

活動を自粛しているプロのアーティスト等の支援として、ウェブサイトで公開する映像作品を募集し、一人あたり10万円を補助
※募集を一旦中止しております。

観光文化交流局文化振興室
TEL:052-972-3172

2020年7月29日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

事業者の方へ③

融資



2020年7月29日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

事業者の方へ④

期間の延長等

税金の申告・納付が
困難な方へ

個人市民税・県民税の
申告期限の延長

4月17日以降であっても引き続き申告を受付

ささしま市税事務所
TEL:052-588-8004

法人市民税及び事業所税の
申告納付期限の延長

決算作業が間に合わず、期限までに申告納
付が困難な場合等に、申告納付期限を延長

法人市民税: ささしま市税事務所
TEL:052-588-8006
事業所税: 栄市税事務所 TEL:052-959-3306

納税の猶予制度

事業継続が困難となった等の事情により市税
の納付が困難となった方に対する納税の猶予

ささしま市税事務所 TEL:052-588-8001
(軽自動車税については、金山市税事務所
TEL:052-324-9803)

公共料金の支払いが
困難な方へ

上下水道料金の
支払猶予制度

上下水道料金のお支払いが困難な事業者等
に対する支払猶予(状況に応じて最長で令和
2年12月末まで)

上下水道局中村営業所
TEL:052-483-1411

支援

飲食店を
営まれている方へ

飲食宅配サービス
利用促進事業

飲食宅配代行業者と連携し、市民のデリバ
リーサービスの利用を促進し、飲食店の事業
継続を支援

経済局産業企画課
TEL:052-972-2412

宿泊施設受入環境の
支援を受けたい方へ

宿泊施設における
受入環境の支援

旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する客室
や共用部のバリアフリー化改修等のインバウ
ンド受入環境整備の取り組みを支援

観光庁観光産業課
TEL:03-5253-8330

障害福祉サービス
事業所等を運営
されている方へ

障害者就労継続支援B型
事業所工賃支援

生産活動事業収益が減少している障害者就
労継続支援事業所(B型)の工賃支払いの補
助

健康福祉局障害者支援課
TEL:052-972-2584

障害者就労継続支援事業所
生産活動支援

生産活動事業収益が減少している障害者就
労継続支援事業所(A型・B型)の設備整備や
新たな販路拡大等に要する経費の補助

事業収入が3割以上
減少した方へ

固定資産税・都市計画税
(家屋・償却資産)の軽減

令和2年2月から10月までの任意の連続する3
か月間の事業収入が、前年同期間と比べて、
3割以上減少した中小事業者等の令和3年度
の税負担を軽減

家屋: ささしま市税事務所
TEL:052-588-8008
償却資産: ささしま市税事務所
TEL:052-588-8009

先端設備の導入を
検討している方へ

固定資産税
(家屋・償却資産)の軽減

中小事業者等の先端設備投資に対して固定
資産税を最大3年間ゼロとする特例措置の対
象資産に事業用家屋と構築物を追加、適用
期限を2年延長予定

家屋: ささしま市税事務所
TEL:052-588-8008
償却資産: ささしま市税事務所
TEL:052-588-8009

2020年7月29日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

事業者の方へ⑤

契約

本市の事業を受注している方へ

工事及び工事に関連する業務の一時中止措置等

工事及び工事に関連する業務の一時中止等の申出があった場合、必要に応じて一時中止等の措置を実施

契約における納期等の変更の対応について

納期等の見直しの申出があった場合、必要に応じて、納期の見直し等の措置を実施

各発注担当課へお問い合わせ下さい。

手数料免除

融資や貸付等の手続きのために証明書が必要な方へ

住民票・戸籍などの証明書の交付手数料の免除

融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な住民票・戸籍などの証明書の交付手数料を免除

中村区役所市民課
TEL:052-453-5336

所得証明・納税証明などの市税に関する証明書の交付手数料の免除

融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な市税に関する証明書の交付手数料を免除

ささしま市税事務所
TEL:052-588-8000

2020年7月29日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

その他窓口等

寄附

新型コロナウイルス感染症対策への寄附をお考えの方へ

ナゴヤ新型コロナ対策でらハートフル基金

新型コロナウイルス感染症対策の推進を目的とした寄附を募集

財政局資金課
TEL:052-972-2308

窓口

外国人の方へ
(がいこくじんのかたへ)

外国人市民への多言語情報発信、相談窓口
(がいこくじんのかたへの
そうだんまどぐち)

名古屋国際センターにおいて、外国人相談窓口を運営し、必要に応じて適切な専門機関を紹介。併せて、ウェブサイト、フェイスブックにて、9言語(日、英、ポ、ス、中、ハ、フィ、ベ、ネ)及び「やさしい日本語」による情報提供を実施。また、区役所・支所とセンターをつなぐタブレット端末によるテレビ電話やトリオホン(三者通話)による通訳を実施

名古屋国際センター
(なごやくこくさいせんたー)
TEL:052-581-0100

不安や疲れを感じている方へ

名古屋市新型コロナウイルス
こころのケア相談

不安や緊張が強い、イライラする、眠れない、同じことを繰り返し考えるなど、メンタルヘルスの不調を感じている方を対象に電話相談を実施※時間帯により電話番号が異なります

専用ダイヤル
TEL:052-483-2185
(平日の午前8:45~正午、午後1:00~5:00)
TEL:052-212-9780
(平日の午後5:00~10:00)

還付等

市の施設使用の
取り止め等を行った方へ

施設使用料等の還付

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、施設使用の取り止め・延期を行った場合の施設使用料等の還付

各施設所管課にお問い合わせ下さい。

市の施設を借り受けて
事業を行っている方へ

使用料・貸付料の
支払の猶予
休館期間中の
使用料・貸付料の
減免・還付

使用料・貸付料の支払が困難である場合、その支払を猶予

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために休館した施設については、休館期間中の使用料・貸付料を減免・還付

各施設所管課にお問い合わせ下さい。

受講予定の講座が
中止になった方へ

講座受講料の還付

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、各講座担当課が講座を中止した場合の受講料の還付

各講座担当課にお問い合わせ下さい。

延長等
期間の

防犯カメラ等の補助申請をお考えの団体へ

防犯カメラ、防犯灯LED化に対する補助の延長
防犯灯電灯料に対する補助の延長

各種補助を受けるためのエントリー期限を延長

補助を受けるための申請期限を延長

スポーツ市民局地域安全推進課
TEL:052-972-3128

2020年7月29日現在